

告訴状	
平成28年 5月10日	
平成27年 6月12日	
東京地方検察庁 御中	
告訴人	
〒261-0003	
住所	千葉県美浜区高浜6-18-9
電話	090-4824-7899
職業	合同会社未来 代表
生年月日	昭和24年9月9日生
氏名	長野恭博 印
被告訴人	
公務員職権乱用罪	
東京高等検察庁 検事長あての上申書で同封の告訴状・告発状を受け取りながら	
告訴状・告発状を辺戻しして不受理にした、	
東京高等検察庁 検察官（氏名不詳）	
第1章. 告訴の趣旨	
被告訴人は下記のとおり特別公務員およびその幫助者の犯罪が明らかであるにも関わらず、職権を乱用して告訴人の権利の行使を妨害したものである。	
日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。	
しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。	
これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。	
不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。	
2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告訴人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。	
私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長	

罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

私達だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。特別公務員らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、私は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告訴人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適当若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。
2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。
3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。
よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。
前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとし、ても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。
彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。
以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。
2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。
このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。
4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。
外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、幫助罪の乱用で違法です。
不法就労の幫助理由に、（課長通達で要求された）「（内容虚偽の）雇用契約書」を正犯に提供したから、（法務大臣より裁量で）在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、（外務大臣より裁量で入国査証が得られ）日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。
日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。
こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。
日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか？この答えとして、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって事件に関わる特別公務員らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。またマスコミや弁護士らは正犯の犯罪を促進したので同幫助罪です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。

②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。

③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

そのための法の手続きは、事件に関わった警察官や検察官の犯罪を告訴、告発することですが、被告人らは、犯罪が特定されないなどの理由で告訴状・告発状を受理しません。

よって、何度めかになりますが 告訴状を提出いたします。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が、適用法の誤りを認め、自主的に再審請求することを望んでいます。

しかし検察が起訴独占主義を悪用し告訴・告発状の受理さえ拒むのであれば、国連人権理事会等の国際社会の力を借りるしかありません。

以下の被告人の所為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当する者と考えるので、被告人を厳罰に処することを求め告訴します。

第2章．告訴事実

この告訴状は、告訴人が東京高等検察庁特捜部に提出した告訴状・告発状のすべてが辺戻しされたので、すべての告訴状、告発状が辺戻しの理由であると扱っております。

I. 公務員職権乱用罪の犯罪事実

告訴・告発状を受け入れる捜査機関である非告訴人は、告訴の趣旨で記載したとおり、告訴人の提出した平成27年2月6日付け告訴状・告発状に対して、平成27年5月14日東京高等検察庁 検察官発信で「貴殿から提出のありました、「告訴状」と記載のある書面等を拝読し、検討させていただきました。告訴に当っては、犯罪事実を具体的な証拠に基づき、できる限り特定して記載していただく必要がありますが、上記書面については、具体的な犯罪事実は判然とせず、告訴事実を特定することができません。したがって、貴殿から提出のありました上記書面等はすべて辺戻しいたします。」として、告訴・告発状を受理しません。

しかし、証拠である「起訴状」の犯罪事実の記載事項はすでに不法ですので不受理の所為は犯罪です。

犯罪事実の明確なポイントは、第1章. 告訴の趣旨で記載しました。

犯罪事実は、犯罪者及び適用法ごとに犯罪事実を記載していますので、辺戻し理由は不当です。

以上1件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は職権乱用の事実を補充

証拠である「起訴状」の犯罪事実は 第1章. 告訴の趣旨で記載したとおり不法ですので不受理の所為は、告訴人の権利の行使を妨害したものです。

1. 当事件は適用法をでっち上げた、適用法誤りの事件ですので、証拠としては、起訴状と入管法があれば充分だと考えます。

告訴・告発状には、告訴人の入管法違反幫助事件の起訴状を添付しています。
これは、中国人の正犯がなした入管法違反（資格外活動）に対して、告訴人および金軍学を刑法の幫助罪で処罰を求める起訴状です。

作成者は、東京地方検察庁 検察官 検事 徳永 国大です。
従って、プロが作ったもので、告訴状、告発状に比して完璧と言わざるを得ないもので、裁判官に対する告発状とも言えます。

起訴状をみて戴ければ、この事件の犯罪事実が明らかであったと思われます。

2. 前段は出入国管理および難民認定法違反 同法70条1項4号、19条1項1号を指していることはわかりますが、不法就労を幫助した者の記載が抜けています。

なぜなら、不法就労は、働く資格のない外国人を違法に働かせて不法就労者にする者が存在するから可能になるものです。不法就労させた者がいないのに、不法就労者がいるのは100%ありえないのです。

入管法では、不法就労させた者は、「不法就労助長罪（73条の2）」で処罰規定が儲けられています。したがって、「不法就労助長罪（73条の2）」で処罰する者の記載および適用法が記載されていないので、起訴状としては不当です。

事実、不法就労させた者を「不法就労助長罪（73条の2）」で処罰しない場合は、不法就労させられた外国人は、不起訴として入管送りにしていますので、法の下での平等に反し国際法にも反しているの

で、この起訴状こそ犯罪行為です。非告訴人の言い方ですと、犯罪事実が特定されないとして処理しなければなりません。したがって、この起訴状こそ犯罪行為です。

特別公務員らの犯罪については、第1章、告訴の趣旨で記載しました。これを「法律の独自解釈」というのであれば、この理由で不起訴とすべきです。ですから告訴人は、東京地検検察官の資質不足と指摘したのです。

3. 後段は、入管法、在留資格取消（24の4条の4）の処分行為と幫助行為をさしており、直接因果関係のない事実で、あえて言うならば国外退去の処分をもとめて法務大臣へ告発（通知）すべき案件ですので、非告訴人の言い方ですと、犯罪事実が特定されないとして処理しなければなりません。

刑法幫助罪の適用よりも入管法の事件ですから入管法、在留資格取消（24の4条の4）が優先されるのは自明の理です。したがって、この起訴状こそ犯罪行為です。

4. 前記のことからして、非告訴人は、この起訴状に記載した検察官の犯罪を告発する義務があります。

5. 根拠となる法律は、刑法 第239条第1項では「何人でも犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」とし、第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」としています。

ここで、「その職務を行うことにより」とは、必ずしもその犯罪事実の発見そのものが職務内容である必要はなく、「職務の執行に際し」と広く解するのが通説となっています。

ここで、「その職務を行うことにより」とは、必ずしもその犯罪事実の発見そのものが職務内容である必要はなく、「職務の執行に際し」と広く解するのが通説となっています。

この犯罪事実の指摘を申告している犯罪事実が不明確で犯罪事実の申告とは認められませんでしたとして、不起訴にした場合は検察審査会での審議になりますが、不受理とするのは職権の乱用です。

従って非告訴人は、告訴、告発されている特別公務員らの犯罪を情により隠匿し、告訴状、告発状を握りつぶす目的で、告訴人のする特別公務員らを告訴、告発する所為を妨害したものです。

被告発人らの不法な職権乱用は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人の行為は、添付の起訴状だけでも犯罪が思科されるにも関わらず、そして、不起訴という決定があるにも関わらず、特別公務員らを庇う情から不受理としたことは明らかであり、権利の行使を妨害したものであり、被告訴人の行為は、刑法193条 公務員職権濫用罪に該当します。被告発人らの不法な職権乱用は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

不受理行為を犯罪とする犯罪構成条件は充足しております！

刑事訴訟法第230条 犯罪により害を被った者は告訴をすることができる。とあるので告訴・告発をしたものですが、被告訴人は不受理行為をしました。

犯罪は刑法193条公務員職権濫用罪です。

公務員職権濫用罪は、刑法193条に規定されている犯罪類型であり、公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為を内容とするものです。

主体は、国家公務員（捜査機関である東京高検の検察官）で、実行行為は、職権を濫用して、国民の権利である告訴告発を不受理として妨害したことは権利の行使を妨害したものです。

主観は、故意犯(少なくとも司法の専門家としての未必の故意がある)で、結果犯(犯罪と思科される告訴・告発状を不受理とした)です。
告訴の趣旨、犯罪事実が不当であるときは、そして適用法の誤りは単なる過失であるから犯罪事実が不明として不受理とするなら、その趣旨で不起訴とすべきです。
公務員による職権濫用というためには、当該公務員が一般的職務権限(職権)を有していなければならない。判例によると、本罪でいう「職権」とは、必ずしも法律上の強制力を伴うものであることを要せず、それが濫用された場合、職権行使の相手方に義務のないことを行わせたり、行すべき権利を妨害するに足りる権限であれば十分であるとされる。 (最高裁判所第二小法廷昭和57年1月28日決定刑集36巻1号1頁)。
「濫用」とは、当該公務員の職権の範囲内にある事項につき、「実質的、具体的に違法、不当な行為」をすることをいう。
以上のとおり、犯罪構成条件は充足しており、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、 よって、被告告訴人の所為は、前記1件の刑法193条 公務員職権濫用罪に該当するものです。
Ⅱ. 悪質な故意のある犯罪行為 (告訴事実の故意について) 指摘事項は、曖昧で、起訴独占主義を悪用した不当な犯罪です。
1. 犯罪構成要件は、満たしておりますので、非告訴人の指摘は不当です。
告訴・告発というのは、捜査機関に対して犯罪を申告し処罰を求める意思表示です。 犯罪被害者が申告する場合を告訴(刑事訴訟法第230条)といい、被害者でない第三者が申告する場合を告発(刑事訴訟法第239条1項)といいます。
いずれも、刑事訴訟法上捜査の端緒の一つに分類されているものです。 公務員は法に定める範囲において、告発する義務を負う(239条2項)としています。 文書を提出してすることも、口頭で申し立てることもでき(241条1項) 口頭の場合は捜査機関に調書作成義務が課せられる、(241条2項)としています。 書面によった場合、その書面のことを告訴状・告発状というものです。
そして記載事項は、東京地方検察庁特別捜査部特殊直告班が書面東地特捜第4584号平成26年5月14日で、 告訴とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるものですから、いつ、誰が、どこで、誰にたいして、どのような方法で、何をしたのか、その結果いかなる被害にあったかなどについて構成要件に該当する事実を具体的根拠に基づき、できるかぎり特定して記載していただく必要があります。と記載しています。
尚、書き方については、法律でも規定がありませんし、東京地検に問い合わせしても、書式は自由ということでした。
告訴人は、2013年3月19日満期出所後、体調が優れない中を、犯罪事実をかきとめ、 告訴状、告発状として整理して2014年5月に入り東京地検に、添付の告発状、告訴状を 順次提出したものです。
「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、……事実警察官、検察官、裁判官です。
②人を逮捕・監禁したこと、……事実として逮捕・監禁されました。
③職権を濫用したこと、によって成立します。

職権を濫用したか否かですが、濫用とは、

職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

故意については、犯罪人が、警察官、検察官、裁判官ですから、法律の専門家であり、適用法誤りは、単なる過失ではなく、少なくとも未必の故意があることは明かです。

2. 虚偽告訴罪の犯罪事実(特別公務員職権乱用罪)については、
犯罪事実は、犯罪者及び適用法ごとに犯罪事実を記載していますので、辺戻し理由は不当です。

法律の専門家ですか、未必の故意があることは知っているはずです。

犯罪構成要件は、満たしておりますので、非告訴人の指摘は不当です。

見解の相違であるならば、不起訴という決定があるにも関わらず、特別公務員らを庇う情から不受理としたことは明らかに、権利の行使を妨害したものであり、被告告訴人の行為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当します。

2. 幫助罪のカラクリは風が吹けば桶屋が儲かる式の悪質な犯罪

被告告訴人の嘘偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告訴人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助行為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。

中国人 4 名は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幫助罪にできることになります。

もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告訴人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた 4 月の

定期入社を採用ができなくなったので、採用を中止したためです。
告訴人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。
それで、被告人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。
これで、でっち上げの材料はできたのですが、幫助罪ですから「故意」が必要になります。それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。
求人任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この行為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。
中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告人には、不道德に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告訴人に流れたとでっち上げるのです。
被告人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きのお店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。
当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告訴人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。
公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された、普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。
中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。
また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。
しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。
これにより非告訴人の犯行は、単なる過失ではなく、明らかな故意により実行されていることが証明できます。
非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告人の行為は、刑法193条 公務員職権濫用罪に該当します。
3. 情により入管法の不法就労助長罪を無視し、法務大臣の裁量で付与する在留資格を不法に解釈し在留資格取消を悪用した悪質な犯罪
以下は犯罪が思科されない理由と違法行為
詳しくは、第1章。告訴の趣旨で記載しましたので、以下は犯行の動機、犯行目的などを記載します。
この事件は、入管法で規定する犯罪である。
不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に

に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幫助者とする事で、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法 22 の 4 条の 4 により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とする事で、先輩警察官、検察官、裁判官ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

よって、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告告訴人の行為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当します。

4. 弁護士までが犯罪に加担している

中国人の不法就労した正犯や金軍学の弁護士 は、護士職務基本規定第 37 条 1 項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して不法就労した正犯や金軍学の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、すくなくと

も未必の故意で、中国人や金軍学のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、少なくとも未必の故意で、正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

弁護士 村上元茂の所属する 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、弁護人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかです。

弁護士 村上元茂は控訴審においても、適用法誤りを罪刑法定主義で控訴趣意書を書くようにとの告訴人の依頼を無視して、刑事訴訟法に反してというよりも入管法が理解できず、弁護人が適用法誤りを指摘しないので、上告趣意書で告訴人が指摘しても手遅れでした。

警察官、検察官、裁判官のなす罪刑法定主義に基づかない司法行政の犯罪に対して、犯罪事実を指摘して人権侵害を護れるのは弁護士でしかないと思います。

しかし、弁護士がこの職務を未必の故意であっても、弁護士の責務を放棄すれば、一般の国民はだれに助けを求めればいいのでしょうか。この告訴はその答を求めるものでもあります。

これにより非告訴人の犯行は、単なる過失ではなく、弁護人まで巻き込んで明らかな故意により実行されていることが証明できます。

よって、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告告訴人の行為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当します。

5. 公共の電波であるテレビ・公共の新聞を使って一般国民、裁判官に予断を与える悪質な犯罪

告訴人は、出入国及び難民認定法違反幫助（入管法違反幫助）事件の犯罪者とされたが、日本国憲法第三十一条の定める「罪刑法定主義」に照らして、幫助理由としてあげた、在留資格の取得を容易にしたとの理由は、第1章 告訴の趣旨で記載したとおり不法です。

したがって、なんら罪を犯していないので刑罰を科せられないものです。

にもかかわらず、関係者は真実の報道をするための放送法 第四条、そして新聞については日本新聞協会の倫理綱領を守らず、法律に基づかない不法な逮捕を正当化した記事を掲載し、警察官、検察官の犯罪を助長する報道をしたのです。

放送法 第四条そして新聞については日本新聞協会の倫理綱領に反することは未必の故意で、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を促進し幫助したものです。

この嘘偽情報は、TV、新聞、インターネットで一般国民のみならず、裁判官に大きく予断を与えていることです。それは全ての裁判官が違法な犯罪を適法だと認めていることです。

新聞、テレビのニュースは裏付け調査されたニュースなので間違いのないという信頼があるからです。弁護人もニュースを見たと言っていましたので、弁護人にも予断を与えた可能性は否定できません。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。
告訴人の場合は保釈請求をしておりますが、高裁の裁判官は3人の合議制であるにも関わらず、毎回、すべての裁判官が、未必の故意をします。
高裁の裁判官がそんなに簡単に未必の故意をするはずがありませんが、今日のテレビ、新聞の洗脳力というものは、恐ろしいほどの力をもっているのです。
もちろん警察官や検察官はその力を利用したのですが、テレビ、新聞の洗脳力と言うものはもはや民主主義の下でも制御不能になっているようです。
だから許すわけにはいきません。法の力で洗脳力を止めなくてはなりません。
この事件でも中国人が被害を受けておりますが、正犯や被告告訴人らの犯罪の成功に影響されて同様の入管法違反幫助として、2014年にはフィリピン大使館職員、2015年2月にはフィリピン外交官さえも虚偽の雇用契約書を提供したとして同様の虚偽罪名で刑事処分されており、この事件でも読売新聞等が大きく社会面で正当な起訴であるかのような記事を掲載しています。被害が拡大していますので早急に断罪に処さねば、日本の国益を損ねる深刻な事態になります。
これにより非告訴人の犯行は、単なる過失ではなく、テレビや新聞を使って、明らかな故意により実行されていることが証明できます。
非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告告訴人の行為は、刑法193条 公務員職権濫用罪に該当します。
6. 犯行はフィリピン大使館、外交官まで及び冤罪を今も拡散させている悪質な犯罪
フィリピン大使館入管法違反事件
読売新聞等2015年2月20日付朝刊によりますと、フィリピン大使館の外交官や職員が、入管法違反で刑事処分されたと、社会面いっぱい報道しました。
記事の内容は、フィリピン大使館職員の運転手が、家事使用人として自国のフィリピン人を雇用すると偽って、フィリピン人に内容虚偽の雇用契約書を渡して、フィリピン人が入管に申請し、「特定活動」の在留資格を取得したが、家事使用人として働かずに、都内の造園会社で働いたとして、3人を入管法違反（資格外活動）の罪で、又、大使館職員の運転手を入管法違反（資格外活動）の刑法「幫助罪」で2014年6月に逮捕、起訴した。
裁判では執行猶予付きの懲役刑となり、強制送還された。
さらに有罪判決を受けたうち2人の話を元に、運転手とは別に、外交官と大使館職員の男女3人の名義で結ばれた雇用契約書などの書類をもとに在留資格を得ていたことを確認したとして、神奈川県警は、警察庁、検察庁、外務省と協議し、契約の経緯や勤務実態などについて、この4人から説明を受ける必要があるとして、外務省を通じて大使館に面会を申し入れたが、帰国したと回答があったので、不法就労を手助けした可能性がより濃いと判断して、申し入れ直後に帰国した外交官ら3人について、今月6日入管法違反幫助容疑で書類送検した。
メディアを使って、洗脳し、犯罪を正当化するのは、私の事件と全く同じです。
己の出世欲顕示のために、日本の社会の法的無知を嘲笑っています。
新聞社にも記事訂正をするようにメールを送りました。フィリピン大使館にも手紙をだしています。
入管法では、法の下で平等に、また国際法に反しないように、不法就労したものを不法就労罪（入管法70条1項4号、19条1項1号）で刑事処分し、不法就労させた者を不法就労助長罪（73の2条）で平等に処分する法体系になっているので、不法就労させた幫助者を処分しないのであれば、不法就労させられた

フィリピン人の方だけを犯罪者にするのは恣意的であり、何ら罪に問われないものです。
しかし、この入管法違反事件では、不法就労した因果関係（理由）を、内容虚偽の雇用契約書を取得することができたので在留資格を取得でき、日本に在住できた、よって大使館職員（運転手）を幫助者として、不法就労できたとして、不法就労の因果関係として、内容虚偽の雇用契約書を提供した者を、不法就労罪の刑法幫助者とすることで両者を処罰するので恣意的でないといふ装い、フィリピン人を内容虚偽の罪名で不法に不法就労罪で処罰しているので違法行為です。
この事件で不法就労罪の刑法幫助者とされた、フィリピン大使館職員（運転手）及びフィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員2名（以下、刑法幫助者）は、日本国憲法第三十一条の定める「罪刑法定主義」に照らして、幫助理由としてあげた理由は、同じ入管法の、虚偽の書類提出に関する規定（在留資格取消 第22条の4 4項）（国外退去の処分となる）の幫助理由に該当するので、法の論理により、入管法違反（資格外不法就労）に対する刑法の幫助罪適用より、入管法の在留資格取消規定が優先されるのは、自明の理です。
したがって刑法幫助者は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないので、不法就労罪の刑法幫助者ではないのです。
フィリピン人3名は、不法就労させた雇用者が不法就労助長罪で刑事処分されないので、不法就労させられたフィリピン人3名を、不法就労罪で刑事処分するのは不当です。いえ不法です。
また、不法就労者を在留資格取消の理由で、入管法違反（資格外活動）の犯罪とするのは、内容虚偽の罪名であり不法です。
よって、起訴状ではフィリピン人3人は、なんら犯罪をしていませんので無罪です。
これで、通常不法就労で雇用者と処罰しない場合の不法就労した外国人と同じ扱いになるのです。これで、通常不法就労事件にもどるのです。
すべては「不法就労助長罪」を適用しないからです。・・・諸悪の根源です。
警察、検察は事業者との癒着をたちきるべきです！
これにより非告訴人の犯行は、単なる過失ではなく、明らかな故意により実行されていることが証明できます。
よって、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告告訴人の行為は、刑法193条 公務員職権濫用罪に該当します。
7. 法の専門家による 未必の故意は 悪質な犯罪です
被告告訴人の検察官は「捜査、取締り及び公判に関わった警察官、検察官、裁判官等の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか、虚偽告訴と主張する根拠等の具体的内容が判然とせず、具体的証拠に基づかない主張を記載しただけでは告訴・告発の対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。」とするが、
警察官、検察官、裁判官等の職権については、注記で告訴・告発状に記載してます。
しかし検察官は、告訴人の指摘事項は職務行為上の単なる適用法誤りで、故意ではないので犯罪ではないといいたいかもしれませんが記載します。
告訴・告発状で指摘してる、警察官、検察官、裁判官らが入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、捜査機関とし

て告訴・告発を受け入れ、そして捜査する検察官として、告訴・告発の対象になっている対象法律である、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠らって、職務を行うことは、告訴・告発人の権利の行使を妨害し、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

告訴人はこの事件では、事実、不法な適用法誤りにより実刑を受けております。

また、警察官、検察官、裁判官らが、指摘された入管法を理解できなかった言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることではありません。

よって、警察官、検察官、裁判官らの故意は少なくとも「未必の故意」によって充足してます。

また、捜査機関として告訴・告発を受け入れ、そして捜査する警察官が、指摘された入管法を理解できなかった言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることではありません。

警察官、検察官、裁判官が法律を知らなかったのも、過失を犯したと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

しかし、下記は明らかな故意です！

不法就労の幫助者を、嘘偽の雇用契約書を提供した告訴人と金軍学としていますが、告訴人と金軍学のしたことは、入管法の在留資格取消（２２条の４の４）の幫助行為（処分は国外退去）ですので、不法就労の刑法幫助者にはできないのです。

告訴人は、入管法の在留資格取消（２２条の４の４）の幫助行為すらしていませんが、事実関係については争っていません！

起訴された月の２０１０年７月１日より、入管法の在留資格取消（２４の４条の４）が改正され、他の外国人に嘘偽の書類を提供した者も国外退去の処分になりました。

したがって、嘘偽の書類を提供した者の対処については、良く知っていたのです。

ですから、不法就労罪（７０条）に在留資格取消（２４の４条の４の幫助理由を、刑法幫助罪として適用できないことは、明確に知っていたので明らかな故意です。

更に、この事件は、うっかりミスではありません。なぜなら同じ手口で２０１４年、２０１５年とフィリピン大使館職員や外交官まで犯罪人に行っているからです。

告訴状・告発状を受け入れ捜査する捜査機関の検察官も同様であり、少なくとも「未必の故意」で刑法 193 条 公務員職権濫用罪の故意は充足してます。

よって、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告告訴人の行為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当します。

日本の司法制度を、安部首相が自慢するように、法の下での支配が揺らがないように、国際社会は、注視しております。

日本国自信の自浄努力で、犯罪者から法治国家を取り戻さなければなりません。その為には、一日も早く、関係者の処罰と、告訴人および中国人金軍学並びに中国人正犯４人の、再審請求を検察側にて行い、起訴を取り下げ、真摯な謝罪を行い、名誉の回復と、財産権の復活等をすることを、告訴人も念じております。

8. 不受理行為は犯罪です！

刑法 193 条公務員職権濫用罪

公務員職権濫用罪は、刑法 193 条に規定されている犯罪類型であり、公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為を内容とする。
主体は国家公務員(捜査機関である東京高検の検察官)です。
実行行為は職権を濫用して、国民の権利である告訴告発を妨害されたことは権利の行使を妨害したものです。特別公務員職権乱用罪は「故意」の有無は不要なので不受理は不当
主観は故意犯で(少なくとも司法の専門家としての未必の故意がある)。
結果は結果犯、侵害犯で(犯罪が思科される告訴・告発状を不受理としたものです)。
公務員による職権濫用というためには、当該公務員が一般的職務権限(職権)を有していなければならない。判例によると、本罪でいう「職権」とは、必ずしも法律上の強制力を伴うものであることを要せず、それが濫用された場合、職権行使の相手方に義務のないことを行わせたり、行すべき権利を妨害するに足りる権限であれば十分であるとされる。(最高裁判所第二小法廷昭和 57 年 1 月 28 日決定刑集 36 卷 1 号 1 頁)。
刑事訴訟法第 230 条
犯罪により害を被った者は告訴をすることができる。
「濫用」とは、当該公務員の職権の範囲内にある事項につき、「実質的、具体的に違法、不当な行為」をすることをいう。職権の範囲内にある事項につき、「実質的、具体的に違法、不当な行為」をすることをいう。
よって、犯罪構成条件は充足しており、非告訴人は、特別公務員らを庇う情により、告訴・告発状を不受理にすることで、告訴人の権利の行使を妨害したことは明らかであり、よって、被告人の行為は、刑法 193 条 公務員職権濫用罪に該当します。
以下の記載は、当告発に関する関連事項です。
第3章. 注釈的説明
1.警察官の職務権限
刑事訴訟法
(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)
第一章 捜査
第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。
○2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。
司法警察員は、司法巡査が有する捜査に関する権限を全て有する。
司法警察員が有する特別の権限としては、以下のようなものがあります。
逮捕に関して通常逮捕状の請求(刑事訴訟法 199 条 2 項)。
逮捕した被疑者の受け取り(同法 202 条、215 条 1 項)。
被疑者逮捕時の犯罪事実の要旨・弁護人選任の告知、弁解録取、釈放・送致の決定(同法 203 条 1 項、211 条、216 条)
差押、搜索、検証令状の請求(刑事訴訟法 218 条 3 項)
証拠品の売却・還付(同法 222 条 1 項但書)
鑑定留置処分(同 224 条 1 項)、鑑定処分許可の請求(同 225 条 2 項)
代行検視(同法 229 条 2 項)

告発・告発、自首の受理・調書作成（同法 241 条 1 項 2 項、243 条、245 条）
検察官への事件送致（同法 246 条本文、242 条、245 条）
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）
2. 検察官の職務権限
検察官の職務
検察庁法（昭和二十二年四月十六日法律第六十一号）
第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
○2 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）
第 5 章 告訴人の被害
被告告訴人の行為により、罪刑法定主義違反の告訴・告発が妨害されたことにより、特別公務員らのなす犯罪を止められず、告訴人の恐れ、入管法違反（資格外活動）及び同幫助の被害が広がり、20015 年 2 月には、フィリピン大使館職員や外交官が、非告訴人と同じ内容虚偽の罪名で犯罪人にされたことにより、非告訴人は精神的苦痛をうけたのです。
また、このことは、日本国家の国際的地位を損なうことであり、日本国民の被害でもある。

そして、告訴人らの財産権等の被害復活が遅延し、又苦痛は増大したのです。
告訴人は日本国憲法で保証されている、すべての財産権を剥奪されました。
信用、今後の収入もなくし、まだ負債を背負っております。
携帯電話関係の特許2件について特許登録の依頼していましたが、2年以上の特許審査が済、登録が認められましたが、東京拘置所に収監中でしたので、特許事務所も告訴人と連絡が取れず、結局、登録が消滅してしまい、巨額の特許権の販売もなくなりました。
妻子はテレビや新聞の報道により、又、妻は、容疑者として取調べを受け、精神的な苦痛を受けています。また経済的には前記した事情により大きな苦痛を受けております。
息子は結婚を延期して、被告人の裁判費用そして、告訴人が連帯保証をし、根抵当を入れていた自宅の任意競売を、借り入れ資金で購入しており、多額の負債を抱えております。
株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり、165人以上の株主も出資金等で経済的損失と株式公開の夢が潰れ精神的苦痛をうけたのです。
後述しますが、やっとV字回復のチャンスを得たのですが、残念でなりません。
告訴人は、2013年3月19日に満期出所後、体調が優れませんが、検察官による自発的な再審請求（起訴取り下げ）があり、謝罪の上、財産権の復活をしてくれるのを待っておりましたが、犯罪人特有のずるさで、あくまでも逃げ通すつもりですので、国際社会の助言により司法関係者を「虚偽告訴罪」及び「特別公務員職権濫用罪」で告訴せざるを得ません。
第6章 其他
I. 立証方法
1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等） （法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決、東京地裁判決、最高裁決定
5. 告訴状および告発状
II. 関係情報
起訴状 （平成22年東地庁外領第6487、6624 平成22年検第17461、17462、29215、29216）
東京地裁判決 平成23年4月26日宣告平成22年特（わ）第1655号
控訴趣意書 平成23年7月27日平成22年特（わ）第1655号
東京高裁判決 平成23年9月22日宣告平成23年（う）第1055号
上告趣意書（告訴人） 2011年11月29日平成23年（あ）第1756号
上告趣意書（弁護人） 平成23年12月6日平成23年（あ）第1756号
最高裁決定

